第五号様式(第20条関係)

(表)

第　　号

所属及び職名

氏　　名

生 年 月 日

空港法第39条第3項の規定による検査員証

年　月　日発行

年　月　日限り有効

顔 写 真

国土交通大臣　　印

(裏)

空港法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第39条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第44条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

(5)　第39条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

空港法施行規則抜粋

(権限の委任)

第21条

2　前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限(成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。)で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(5)　法第39条第2項の規定による権限

備考　大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。